

伊那市指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針

平成23年1月4日決定

1 趣旨

この基本方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下（法）という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号の同意（以下「同意」という。）についての基本的な方針を定める。

2 同意を求める基準

市長は、伊那市を保険者とする介護保険の被保険者（以下「伊那市被保険者」という。）が市の区域外に所在する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「指定地域密着型事業所」という。）の利用を希望するときは、伊那市被保険者の申出に基づき、利用を希望する指定地域密着型事業所に受け入れの可否を確認した上で、指定地域密着型事業所の所在する市町村の長に対し、指定に係る同意を求めることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、同意を求めないことができる。

- (1) 市の区域内（以下「市内」という。）に所在する指定地域密着型事業所の定員に空きがあるとき。ただし、通所型施設において伊那市被保険者の居所から当該事業所までの距離が伊那市の区域外に所在する指定地域密着型事業所までの距離に比べて著しく遠距離であるときは、この限りでない。
- (2) 伊那市介護保険事業計画に基づく整備計画、介護保険給付計画等に大きな影響を及ぼすと見込まれるとき。
- (3) 伊那市の利用者が当該施設の定員の概ね2割を超えるとき。
- (4) その他市長が同意を求めることが適当でないとき。

3 同意をする基準

伊那市以外の区市町村長から、市内に所在する指定地域密着型事業所を指定することについて同意を求められたときは、次の各号の全てに該当するときに限り、同意することとする。ただし、市長が同意することが適当でないとき、この限りでない。

- (1) 当該施設の定員を満たさない月が3ヶ月以上続いているとき。
- (2) 他の市町村の利用者の割合が、当該事業所の定員の概ね2割以内であるとき。

附 則

この方針は、平成22年12月1日から適用する。